

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（584）

2. 日時：令和5年11月2日 10時00分～10時55分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

忠内安全規制調整官、江崎企画調査官、宮本上席安全審査官※、
秋本主任安全審査官※、熊谷主任安全審査官、藤原主任安全審査官、
小野安全審査官※、平本安全審査専門職、谷口技術参与、
中房技術参与、三浦技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

大橋副主任技術研究調査官

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他10名

原子力事業統括部 原子力土木第4グループリーダー※、他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 32）
- （2）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第4条 地震による損傷の防止（耐震設計方針））
- （3）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第4条 地震による損傷の防止（既工認との手法の相違点の整理））
- （4）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第4条 地震による損傷の防止（上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討））
- （5）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第4条 地震による損傷の防止（水平2方向及び鉛直方向の地震力の適切な組合せに関する検討））
- （6）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第4条 地震による損傷の防止（土木構築物の解析手法・モデル精緻化））
- （7）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第4条 地震による損

- 傷の防止（後施工せん断補強筋による耐震補強）
- （8）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第4条 地震による損傷の防止（屋外重要土木構造物等及び津波防護施設の耐震評価における断面選定））
 - （9）ヒアリングにおけるコメント回答資料（ID：230719-15）
 - （10）ヒアリングにおけるコメント回答資料（ID：230803-20）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁フジワラでそれは時間になりましたのでヒアリング始めたいと思います。泊発電所3号炉の第4条地震による損傷の防止、これについての事業者の方から説明してください。
0:00:12	はい。北海道電力の奈良です。本日は余剰及び39条の耐震設計の基本方針について、大きく四つのパートに分けてご説明いたします。
0:00:23	骨格パートの流れを簡単にご説明させていただきますと、まず初めに、設置変更許可申請書の本文テンパチ本文に係る記載を優先し、
0:00:33	弾性設計用地震動の設定方針について、9月7日の審査会合でのご指摘を踏まえ、修正してございますので、こちらをご説明いたします。
0:00:42	あわせて、一関東の鉛直方向の地震動の取り扱いにつきましても、9月7日の審査会合でのご指摘に加え、ヒアリングコメントの回答もございますので、続けてご説明いたします。
0:00:55	次に、耐震設計方針39条の設計基準拡張に係るコメントでございますので、資料1-3のヒアリングコメント回答資料を用いてご説明いたします。
0:01:07	続きまして設置変更許可申請書の本文、原発に係るものではないんですけども、現地確認前にご確認いただくことで、現場での確認がスムーズになると考え、
0:01:18	別紙3、水平2方向のコメント回答につきましても、資料1-3を用いてご説明いたします。
0:01:25	最後に、これまでのヒアリングにていただいたコメントの回答リストを一覧として資料1-3につけてございますので、今後の回答説明時期をご説明いたします。
0:01:36	それでは、一つ目、弾性設計を地震動の設定方針と、一関東の、
0:01:42	鉛直方向の地震の取り扱いについて、弊社の建築担当よりご説明いたします。
0:01:48	はい。北海道電力の大澤です。それでは資料1-1の方ですね中身の方説明させていただきたいと思います。ページをめくっていただいて右下の通しナンバー8ページからお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:04	今回、冒頭、ご説明させていただいた通り、弾性設計用地震動SDの記載について適正化をしております。で、前段のこの7ページまでの部分が、
0:02:16	第一部の記載になっておりましてそちらは、文章自体、書いておりませんがこの8ページ、第二部の方の記載については、第一部の記載を踏まえてより中身、具体的な中身を追記させていただいているという適正化をしております。
0:02:30	修正した箇所、この黄色マーカーの部分になりますが、赤枠の中頃頃からある、具体的にはというところからですが、基準地震動SSワンに係数0.6を乗じた地震動を、
0:02:42	弾性設計を地震動SDエーワンとして設定し、これを、エスワンの応答スペクトルを下回らないことを確認。
0:02:50	した上で、
0:02:53	この基準地震動S s 湾以外の基準地震動についてもこの同じ係数0.6を適用するというこの考え方をまず具体的に記載しております。
0:03:01	また、係数0.6を乗じて設定した標準応答スペクトルを考慮した弾性設計地震動SD3-5、こちらについても、基準地震動Sワンの応答スペクトルを概ね下回らないことを確認している。
0:03:14	いう旨こちらの前回の会合で回答させていただいた内容ですが、改めて第二部の方で具体的に記載をさせていただいております。
0:03:22	こちら、弾性設計用地震動SD3-5と、エスワンのスペクトル比較についても、図を追加しているというところで図は、右下の通し番号、10ページかな。
0:03:34	はい。の方に記載をしております。
0:03:37	続きまして、通し番号が右下のページ番号9ページの方をお願いいたします。
0:03:44	9ページにつきましてはこちらも第二部の方で、一関東、
0:03:50	評価用地震動鉛直方向の記載について、対象施設を具体的に追記してございます。
0:03:58	追記した箇所については、耐震評価が必要となる施設に対して評価を実施するという旨を今回追記してございます。
0:04:07	弾性設計用地震動による評価についても同様に、
0:04:11	弾性設計地震動による評価が必要となる施設に対して評価を実施するところを明記してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:16	こちら、一関東につきましては具体的な、もう少し詳細な記載を別紙 12 の方にも反映してございます。別紙 12 はですね、ページ番号、右下のページ番号 17 ページ、お願いいたします。
0:04:32	17 ページの方に、
0:04:35	以前の地震動の会合でご説明した内容と、それを踏まえて、そのうちその施設評価についての方針を具体的に記載しております。
0:04:44	17 ページ中段の方にポツを二つ書いておりますが、1、一つ目のポツが、水平鉛直同時入力評価が必要となる施設だけでなく、耐震評価が必要となる施設に対して、イチノセ機能評価を実施しますというところ。
0:04:59	あと、弾性設計用地震動に対応するものとして、一関評価用地震、東評価用地震動延長コウに対して、0.6 を乗じた地震動、これについても、
0:05:09	弾性設計用地震動による評価が必要となる施設に対して評価を実施しますと。
0:05:14	いうところを今回方針として明確にいたしました。
0:05:18	これらの具体的な施設ごとの評価方針については以降の 3.1 以降で、それぞれ記載をするという構成にしてございます。
0:05:26	またページをめくっていただきまして 18 ページですが、こちらでは、
0:05:31	3.1 では建物構築物の説明を記載しております。基本的に前回までの資料から大きく評価方針を変更したものではありません。記載の適正化というところで修正をしております。
0:05:42	具体的には、①、②ということで、今現状考えている二通りの間、評価方法について、並列併記するような形で見直しをさせていただきます。
0:05:53	①が、一関評価、ヒガシ評価地震動を、
0:05:57	延長基準地震動と同等として扱い評価する方法ということでこの場合には、基準地震動と同等下として扱い耐震設計に取り組む方針とすることを記載して、
0:06:09	ございます。具体的に建物の評価においては、
0:06:13	材料物性の不確かさを考慮した応答解析を実施して、すべての解析ケースによる応答値を包絡した地震力、これ設計用地震力というものを、水平、鉛直それぞれに設定することとしてございますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:25	この評価方法においてはこの設計用地震力の評価に、
0:06:29	基準地震動であれば、一関をそのまま弾性設計地震動ニワ0.6倍したものを、これをそれぞれ含めて評価をすると。
0:06:37	というようなことを考えてございます。
0:06:39	②については、基準地震動の耐震評価に対して、一関の影響、
0:06:44	を評価する方法ということで、これについては第3-1図に評価フローを示している通りのフローに基づいて、評価を実施するということを記載しております。
0:06:55	また、今回その②の方は中断したの方にですねお書きで、評価対象部位なり、評価の具体的な方法ですねこちらも、会合でコメントいただいて、やりとりさせていただいた内容ですが、
0:07:09	その辺りを追記して
0:07:11	方針を少し具体化してございます。
0:07:15	建物構築物の方は以上で、21ページには機器配管系の記載がございましてこちらも同様に、が修正をしておりますのとあとフローに基づいてやっていく順序立ててこのフローのABCDEという構成ですね、こちらの方記載を適正化しているだけになると、
0:07:32	ておりますので、細かい説明は割愛いたします。
0:07:35	本文の方の修正については以上になります。
0:07:52	チーフ者ですがちょっとこれに関する質疑をやります。
0:07:56	はい。
0:08:00	議長オオハシです。
0:08:02	通し番号通しページの18ページの、建物構築物の評価なんです
0:08:09	が、
0:08:09	これ①と②と、二つ、今書いてもらって、
0:08:13	規制庁からのコメント2。
0:08:16	対応して、
0:08:18	②のやり方っていうのを書いてもらったっていう認識でいるんですが、
0:08:23	どうしてこの②、それでこれが、現時点で検討している評価方針を示すってことなので、
0:08:31	将来的にまたちょっとアップデートされるのかなとは思いますが、
0:08:36	その際にですね、②のやり方が何で妥当なのかっていうのを、ちょっと加えておいてもらいたいなと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:45	本当は機器へのFRSへの影響とか、そういうのも書けるといいかなと思うんですがそれは多分、
0:08:55	3.2の方でうまく説明できるんだったらそれでもいいかなと思います。
0:09:01	以上です。
0:09:05	北海道電力の大澤です。承知いたしました今、まずは現時点での大枠の方針をこちら記載しているものになりますので実際ちょっと①②でやるかというところは検討中ですがもし②での評価を、
0:09:16	するという場合には工認段階でその辺りもう少し
0:09:21	記載のほうは検討しては、整理していきたいと思います。大橋です。お願いします。
0:09:52	はい。
0:09:54	規制庁の谷口です。
0:09:59	今の18ページ目のところ、
0:10:04	具体的に言うと②番のところの、
0:10:07	第3-1の表の評価フロー。
0:10:10	のところがあって、
0:10:12	評価フローで、
0:10:13	に従って評価するっていうところに関して、
0:10:16	非常に、
0:10:18	どうなのかな。
0:10:21	このフォローの中で、基準地震動の話と、
0:10:24	それから、男性用、
0:10:27	の石油人道のものが、両方とも書り一書いてあって、流れとしてはフロア、似てくるんだとは思いますがけれども、
0:10:39	書きっぷりとして
0:10:43	基準地震動の扱いの話、この一関東は、
0:10:48	出てくるものを鉛直のものを新たに決めて、それをこうやって、こういう流れでやりますというふうに書いてあるんですけど、
0:10:58	この辺基準地震の話と、
0:11:00	それから弾性用地震動、弾性設計用の地震動と一緒になってしまうので、できれば、この辺をもう少し分けていただいて、
0:11:11	基準地震動はこうだ、それから弾性用はこうだ、
0:11:15	それから、この中にも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:21	水平と鉛直方向の地震力を組み合わせるようなことも、全部ここの中に書いてしまってるので、
0:11:28	この辺りをもうちょっと整理して書いていただけないかなと思ってます。
0:11:32	ほんで、
0:11:34	具体的にはまず、
0:11:37	18 ページ目のところの②番の評価フローの下側に従い評価するってところの下に、
0:11:46	検定比、確認するって書いてあってそのあとまたずらずらずらっと書いてあるんですけど、
0:11:52	この評価フローの中身を説明をしているのであれば、
0:11:57	この評価フローに沿って、応答比率をどうやって出したんだ、評価して、それから検定比を決めて、
0:12:05	その経費の評価をするってというような、順番に変えていかないと、
0:12:12	このための前のところに検定比決めますって書いてあるってそのあとまた、冒頭比率のことが書いてあった検定比が書いてあるみたいな形で、
0:12:21	行ったり来たりが多くて、ここで全体として内容としてるのかちょっとわかりにくいので、
0:12:28	もう少し整理をしていただいて、
0:12:32	記載をするようなことは可能でしょうか。
0:12:39	井戸電力の高橋です。
0:12:41	先ほど大橋さんのコメントもありましたし、今谷さんのコメントもありまして、今やはり、②の評価補正方法について、いろいろちょっと、
0:12:51	我々、設工認段階で詳細にご説明しようということでもっと少し大枠的な書き方になってる。ただそこに対して、今の規制庁さんの方からは、ちょっとなかなかわかりづらいというコメントをいただいているかなというふうに認識しております。
0:13:05	今ちょっと社内で少し話をしているんですが、2の方法ってのが先行電力もやってた方法だったんで我々書いてるんですが、もう①の方法でやってしまった方がいいんじゃないかというのがちょっと社内で今議論してまして、
0:13:19	これ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:20	今、いろいろ
0:13:23	今、アノたコメントお2人からもいただいて、やっぱここがちょっとわかりづらいんであればもう01でやってしまった方が説明もすっきりするし、いいのかなと思ってますんで、
0:13:35	ちょっとその辺りも含めて1度、我々、もう1回最終判断させてもらって、1で行くんならもう1で、取り込んでやるという方針に変更すれば変更したいというふうに考えておるんですけども。
0:13:46	そういった考え方でも、何かその辺がね、②の位置付けが非常にクリアじゃないので、今お話をされたみたいに、もう一関東は、
0:13:56	基準地震動の一つなんだっていう形で、かけるのであれば、そういう書き方する方がクリアじゃないかなと思ってます。
0:14:09	そうではないけど同等に扱うこのマツダ201のやり方でやるという、
0:14:16	一番すっきりします。はい。ちょっと、そちらの方向で今、社内的にもちょっと今、そういう評価できるかどうかちょっと今、菅最初ちょっと確認してますんで、
0:14:36	我々、
0:14:39	設工認ではクリアになるんですけど今の段階でもう少しくリアにしていたきたいというコメントだと、認識してるんですけどちょっとそこずっとこう変えていくというよりはもうこマルチでやるんであれば01ですと言った方がすっきりするかなという、ちょっと社内でそういう話も出ていましたので、
0:14:56	個人的にはもう既存のシバ値とかそういうところでも、ある程度決めが今までもやってるやり方と、
0:15:03	同等の扱いでは一関東が一つ基準地震が増えたんだということですよ。イメージとしては、スズエ相当として、ここに書かせていただいている、同じように扱いますという、
0:15:20	それで地震力を設定するんで
0:15:22	包絡してるんでは取り込んでますよねというそういう書き方です。
0:15:27	はい。多分、ミイのやり方は、結果が出てくれば、スマートなんですけどね今だけでね。
0:15:34	伊賀です。ちょっとわかります。ちょっと我々も説明が難しいかなと思ってますんで、ちょっとそういった方向でちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:41	次回、次回とか修正して、ちょっとそういう方向になると思いますのでちょっと最終的にはちょっと今、社内で最後、持ち帰って確認させていただきたいと思います。はい。よろしくお願いします。以上です。
0:15:53	今は規制庁志田です。今、建築の方がお話された先でも同じでいいんですかそれは、北海道電力加茂です。既存も含めての検討になりますので、おそらく
0:16:04	ピンクと同じ方向で、①、
0:16:08	のところで
0:16:09	記載する方向で検討して、
0:16:12	はい、わかりました。はい。改めて言いますが、基準、一関東評価用地震の括弧鉛直方向での基準地震動ではないけども、同等として扱って評価を、いわゆる、
0:16:26	方がより何ですかねいろいろ簡潔にクリアになると北海道電力としてはちょっと今考えているのでっていう、いうふうなのは理解いたしました。
0:16:38	はい北海道の河本です。藤原様からいただいた通り、のご認識の通り、検討して参ります。以上です。
0:16:58	そういうふうに、基準地震動並みにやるっていうんだったら特に大きなコメントはないんですけど例を見たら例えば、
0:17:08	19 ページ目 2、また割り増しケースを生じた検定比が1を超える場合について書いてあって、
0:17:16	地震動を用いた応力解析を評価するっていうのは、これは何、どういう応力解析やんのかな非線形やるのかなとか、何か細かい話をだんだん聞きたくなってくる。
0:17:29	なおかつ 20 ページの図で見ると、
0:17:33	この割増係数を乗じて健全被害、この1より小さい場合はこれは弾性範囲ほぼ弾性範囲の話。
0:17:43	だと思うんですね。
0:17:46	割増係数が5を乗じて検定比が1を超えれば非線形領域とか、なんかそういうのを細かく書いてくれればわかりやすいかなと思ったんですけど、今みたいに、
0:17:58	同会ですべて総括するようにやるんだったらこういう話はないので、もし

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:07	この文章が生きるとすればそういうところも注意して検討して欲しいということでお願いしたいと思います。私から以上です。
0:18:31	電力の高橋です。ここの詳細評価というのがですね、ちょっと市でやる方向なんですけど一応、我々考えてるのは、今この2番のやり方だと、断面算定までしないと、比率を掛けて消化しますなんですけど、
0:18:44	このまた以降の場合は、断面算定をこの一関東の波だけで、やりますというそういうイメージだったんで、ちょっとその辺はだから、ちょっと文章でわからないということなんで、
0:18:57	そういったところも反映して、もしこの残す基本残さない方向だと思いますけども、ちょっとそこも加味してですね。はい、承知しました。ありがとうございます。
0:19:07	規制庁なんですけど、多分、六ヶ所とあっちの方は、建屋すぐく数多いじゃないですか。ものすごい無数にありますよね。
0:19:14	だからそれを全部やろうとすると、設備でやるのと同じぐらい。
0:19:17	大変だっということ、こういう方法。
0:19:20	そう。
0:19:21	保守的な簡便法海田やり方でやろうっていうしてると思うんだけど、
0:19:26	泊の場合はそんなタテの数を言うわけではないので、逆に現にやってしまった方が早いというふうに判断であれば、それはそれで問題ないんじゃないかなと思います。はい。
0:20:05	井戸電力イマムラです。所長小山内打ち合わせさせてください。
0:21:16	北海道電力今村です遮断し、調整終わりました。別紙12の扱いについて適切に修正してまたヒアリングで説明させていただきたいと思います。以上となります。
0:21:37	規制庁じゃそしたらちょっとこの件で私1点だけ、点、この資料のですね、7ページとかでこれが第一部の、添付8になるものを一応抜粋されてる。
0:21:51	なって比木さ行って、もう1回何か見直されますかね。いやもし見直さないんだったらちょっとこの文章ちょっとわかりにくいなと思ってちょっと、なんか言おうかなとちょっと思ってたんですけど。
0:22:03	もしあれだと現時点でわかりにくいところだけ言っておきましょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:07	はい。はい今中うんという懐かしさでしょ。いいといたしますね。7ページで1ポツ4ポツ1ポツ5ポツ2で、一関評価用。
0:22:20	地震動括弧鉛直方向というタイトル、タイトルはこうなってますと。
0:22:24	で、このタイトルを見たときに、何か私は地震動に関する説明があるんだと思ったんですね。となるとその下を読んだら、どうもでも読んでいくと地震動の、要は何か設定や策定案ではなく、
0:22:36	どうも何かこれを用いた評価だと。
0:22:39	となるとこれタイトルがちょっとあまりよろしくなくて、おそらくこれ、何かこのタイトルの園地(1)方法の後に、を用いた評価とか、
0:22:49	要はやりたいことをきちんと書かれた方がいいかなと思いますけどね。これでちょっと、まずまずご理解いただけますか。
0:22:57	はい北海道電力今村です。はいご指摘タイトルだけでは地震動の対地震動を説明するようなタイトルになっておりますので実際にやりたいこと、基本的にはもう評価ですね、評価というタイトルにする。
0:23:10	いうコメントと承りました。修正させていただきたいと思えます。はい。99条ですちょっと今何か、別紙10にはまた変えると言ったんですけどちょっともしかしたらそこら辺ちょっと踏まえてこう直していただいていますけど、ちょっと今の、
0:23:22	気づきだけで言いましたので、同様の観点で、当審査会合において私の方から述べさせていただいた要は単独入力ということとあと、
0:23:33	同時入力ということがちょっとわかりにくいという話をさせていただきました。で、おそらく別紙12の今回の資料においては何か一部、同時入力ではないものみたいなどころなんか、
0:23:44	いや何か単独入力下には書いてはないっていう何かあるべきあるんですけど、ただやっぱ、添付8が何か、
0:23:52	いや、これな、何をやるでしょうかなかなかわかりづらいんですね、やっぱということで、もし私がこれをなんか、わかりやすさの観点で言うんだったらこの3行目かな。
0:24:03	うん。次、多分、地震力を用いて評価を実施するところに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:07	例えば水平、鉛直、同時入力、あとそれに並んで、円柱工法単独という言葉を使うかどうかわかんないけどその評価をやります要は、
0:24:18	また書きまで三行の文章は、そういった一関東の鉛直方向の地震力を用いて、
0:24:26	何かを評価する、それ何かというところでさっきの同時とか、単独となったら何か明確なのかなというところですね。あと、このまた書き以降、
0:24:36	また秋以降はSDに対応するものの記載がなくなってこれもやっぱりあの審査会合で私の方から同時と単独、どうなんですかって話しさせていただいてそれもちよっとやっぱりわかりにくい。
0:24:46	さっきと同じようにまた書きの一番最後の文章のところですかね。一番の一番下のところ、評価を実施するこの評価の前に、同時とか単独の評価を実施するっていうのは、要は私が述べた、
0:24:59	明日、今や、クリアになるのかなっていうのもちよっと思いますそこはちよっと今私がこの文章を見てわかりにくいところについてちよっと気づきを言っただけです、事業者の方で、
0:25:09	今回の前半であったし、クリエイト内容を踏まえてご検討ください。よろしいですか。
0:25:17	はい。北海道電力今村です。ご指摘ありがとうございます確かに同時単独、何をっていうところが抜けてたかと思います。
0:25:25	別紙19の方で先ほど議論させていただきましたけれども基本的には基準地震動と同等で扱うといった設計方針に変更しようと考えてございますんで、その設計方針変えることでこの文章、多少変わるかもしれません。
0:25:41	基本的に基準地震動等、同等と扱うというふうにしてしまえばその先ほど等と同時とか、単独とかといった表現もいらなくなると思いますので、その辺も含めて、記載を適正化させていただきたいと考えております。
0:25:55	はい。規制庁藤原です。わかりました。はい。
0:25:58	その他イチノセヒガシに関して、
0:26:13	はい。植野さんかの方で、イチノセヒガシに関するもの何かございますか。
0:26:22	よろしいですかね。はい。そしたらその次の説明に移ってください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:35	はい。北海道電力の奈良です。続きまして接近基準拡張について、江藤コメント意見、設計基準拡張として用いる設備の39条での扱いと、
0:26:46	あと39条40条等における設計基準の扱いについてでございますので、衛藤2件合わせてコメント回答資料を用いてご説明いたします。それでは、資料1-3-2、
0:26:58	コメント回答資料をご覧ください。
0:27:02	まず重大事故と対象設備の設計基準拡張につきまして、43条と同等に定義して記載してございます。
0:27:10	ところの設計基準拡張の重大事故と対象設備の分類につきましては、回答資料の真ん中の図にお示してございますが、常設重大事故防止設備の設計基準拡張、
0:27:23	常設重大事故緩和設備括弧設計基準拡張があり、泊3号炉ではすべてSクラス設備のみが該当してございます。
0:27:32	したがいまして、これら設計基準拡張の設備は、設計基準対象施設としての機能を重大事故等時に流用するものですので、Sクラス設備としての三条の地盤、
0:27:45	五条の耐津波設計への基準適合を設計基準対象施設として確認するものであり、重大事故等対処設備としての38条の地盤、
0:27:56	及び40条の耐津波設計の適合性確認は、設計基準対象施設としての確認に包含されることとなります。
0:28:05	以上で、あとコメント残ってるナンバー6と8の回答説明を終わります。
0:28:14	はい。規制庁藤原です。私の方から確認です。
0:28:21	新、設置許可基準規則解釈じゃないですか規則の方の39条の第1項では区分というのがありますよね。
0:28:35	三つあるんですね。数重大事故防止設備であって、
0:28:39	耐震10がつくものと、耐震10月からにそれぞれ、
0:28:44	意外かなとあと、緩和設備、
0:28:47	あと特重とかいろいろありますけどもちょっと今回はだから、三つがそれが申請の対象であって、
0:28:56	これに対して今、次、そもそもこの設計基準拡張というのが39条に、ものとして書かれてないんすよね。企画許可基準規則に、
0:29:07	解釈で、
0:29:08	そこで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:10	この条文そのものの、
0:29:13	区分、39条第1項の区分そのものの施設か。
0:29:17	それとももしくはその区分を準用して、事業者が設計しているものかというのが、ごめんなさいちょっとこれわかりにくいので、まずそこだけちょっとはっきりさせてもらった方が、
0:29:27	いいんじゃないですか一応せ、この重大事項等対象設備確保設計基準拡張というのは、重大事故等対処設備である、39条第1項で書かれてる。
0:29:40	重大事故等対処設備か
0:29:43	であるけども、区分Ⅱは、
0:29:46	ないけども準用するんですよねそう。一応、そういう理解でよかったですら、その旨をきちっと書いて欲しいんですよ。
0:29:54	で、それはちゃんとヒアリング書いとるコメント回答資料だからまとめ資料としては多分残らないものであると思うので、それからちょっと、
0:30:02	何かよくわからないものの説明っていうのは、やっぱりリースの補足的にそのまとめ資料なりで、残した方が良い。今後ですね、混乱を招かないと思うので、まずその点、
0:30:13	布施私は条文の記載との整理だけをちょっと1点ですけど、よろしいですかね。一応これ、43条とかとは関係なし39条の話ですね。いいですかそこ。
0:30:24	はい。北海道電力今村です。
0:30:27	弊社としては、常設重大事故防止設備、過去設計基準拡張というのはご指摘の通り、が、
0:30:39	設置許可基準規則、
0:30:40	盗品記載がない分類となっておりますけども当社としては
0:30:45	重大事故等と重大事故防止設備、
0:30:48	2を準用して設計をするという設計方針の図ですので、その点記載漏れてましたので、記載させていただきたいと思います。またまとめ資料にもそのことがわかるように記載させていただきたいと思います。
0:31:01	規制庁じゃなくて、ちょっと今言葉がちょっと足りなかったんでもう1回、
0:31:06	言いますね、設置許可基準規則の重大事故対処設備には、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:12	まずありますよね。これは0でも、第39条第1項の区分にはないですよ。
0:31:20	すで、だから、39条全体としてはもしかしたら、
0:31:24	くくりに入ってるかもしれないけど、第1項の区分じゃない。
0:31:28	だから、39の区分に対して要求してるわけで、
0:31:32	いいですかねそこだけちょっとはつきりさしといてもらっていいですか。
0:31:36	はい。はい。北海道電力イマムラで3施設区分に対して要求ございますので区分についてわかるような記載とさせていただきたいと思います。
0:32:05	今ちょっと庁内打ち合わせ中です。
0:33:36	はい、規制庁ヤマシタ湘南打ち合わせ終わりました。続きまして第40条。
0:33:42	ごめんのところの話、これまだちょっと40以上の、
0:33:46	そうしてまだ正確には出てきてないですけどただ、この設計基準拡張という話については多分おそらく包含されていると。ただ、これ許可基準規則では当然そんな、
0:33:57	確か重大事故等対処設備は、津波に棒、機能ん重大事故等対処施設に必要な違う重大事故等に必要な機能が損なわれないことか。
0:34:10	だからBCクラスとかも全部含めてっていうイメージだったですね要はBCクラスを代替するもの。
0:34:15	で、
0:34:16	ごめんなさい。それちょっと大今、冒頭のイントロダクションで言いたいのは、この資料13-2の一番けつの文章、これ、
0:34:26	何だろうな、特に下線で書いてるもの。
0:34:29	うん。
0:34:31	DBの5条への適合を、
0:34:36	で確認するものでありってなるとちょっとこれは、
0:34:40	何か微妙な感じがあってあくまでもやっぱ今の審査で40条だったら40条に対して、じゃあその施設がどういうのがあるか、その重大事故と耐震数ですね。
0:34:51	それに対して、津波防護をやるんが、確認をするというのが大前提。たまたまそれがだからS、Sクラスと同じだったもしかしたらSクラスと同じじゃないものもありますよね。
0:35:02	いや、これ突っ込もうと思ったら、突っ込みですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:05	さっき言った、何だろう。
0:35:07	第五条ってし、BCクラスであってクラス1じゃないとか、
0:35:12	じゃそれで、
0:35:14	それを代替するものが、この何だっけな、重大事故。
0:35:19	防止設備以外の要はBCクラスの機能を代替する。
0:35:22	終わったらちょっと入っちゃうんで、ごめんなさいな面倒くさい話にならないように、
0:35:27	これ、コメント回答資料だからまあまあ細かく言わなくてもいいけども、一応、事業者と認識としてはまず、40条に対してのまず隔壁を確認する、そういうたまたま、
0:35:38	Sと、DBと同じものがあつたらそれは、
0:35:41	使う。
0:35:42	ていう、一応その認識だけはよろしいですか。
0:35:47	北海道電力今村です。記載が、
0:35:51	ちょっと記載がうまく
0:35:54	書いてなかった申し訳ございません。おっしゃる通り4、それぞれの条文に対して適合確認をさせていただくと、その上で例えば、谷ツツミ40条であればそれが5条。
0:36:05	同と同じものであれば5条で説明してますという流れになると思いますのでそれぞれの条文への適合確認が必要だという趣旨だと思いますんで、それがわかるような記載にさせていただきたいと思います。
0:36:17	はい。規制庁藤原です。わかりました。一応このコメント回答資料はもう1回ちょっと、そこら辺だけ書いてもらってこういったまとめ資料にならないもの。ただ、さっき私が冒頭で言った
0:36:27	三輪殿。
0:36:29	いや、その国、
0:36:31	入るか入れないかとかず準用するしないというのはちょっと、そこだけちょっと書いて欲しいと思ってます。よろしいですかね。
0:36:38	北海道電力、今村です。拝承いたしました。
0:36:45	そういう形ですけど、今古谷からも話があつてそれぞれの、
0:36:50	条文としての確認をしてくださってという話であればちょっとこの書きっぷりちょっと細かい話なんだけど例えばその流用しているっていう話じゃなくて、そういった重大事項、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:01	等発生時にもう期待できるものとかね、それぞれの条文に対してちゃんと適合するような話を確認してるんですよって話であれば、
0:37:10	流用って話じゃないんじゃないかなっていう気がするんですけど、それとあと一番最後のくだりもそうなんですけども、
0:37:16	その包含されるっていう話ではなくって、テレビ施設としての確認と同等のものになることを確認してるんですよって話だと思うんですよ。だから、
0:37:28	デービーでねSクラスだからね、もういっぱい何でも管理したらいいですよ。ただ、理屈としてはわかるんだけどもあくまでも条文適合としての確認をちゃんとやってますっていうような表現にしていなければと思います。以上です。
0:37:43	北海道電力今村です。ご指摘、はい、拝承いたしました。
0:37:49	はい。この件に関して規制庁内で何か、
0:37:53	会議室かは、特によろしいですかね。はい、じゃあ、上坂の方向かございますか。
0:38:04	はい。特にこれによければ次の説明に移ってください。
0:38:10	はい。北海道電力の奈良です。続きまして別紙3、水平2方向におけるコメント回答を、弊社の建築担当よりご説明いたします。
0:38:19	はい。北海道電力の村松です。
0:38:23	後程ヒアリングのコメント回答リスト全体については説明をする予定なんですけども、そのうち水平2方向の関係のコメント回答させ、
0:38:34	させていただきたいと思います。コメント回答リストで言いますと、資料1-2-4、
0:38:40	が水平2方向の回答リストになりますが、その2分の2ページです。ね、に黄色い枠で、本日回答というところで、
0:38:52	ありますコメントについての回答をさせていただきます。回答内容については、資料1-3-1、
0:39:01	ですね、に※ヒアリングにおけるコメント、コメント回答資料ということで、2ページものを準備しておりますので、そちら、資料1-3-1の方で、
0:39:14	ご説明したいと思います。で、1枚目に文章ありまして2ページ目の方に、図面の方を載せております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:24	いただいたコメントについては、2 ページ目の図面見ていただきまして、こちらの、これまで別紙、A3 の 2 というところで、
0:39:34	水平 2 方向の資料ですね、建物構築物の評価部位の抽出に関する説明資料というところで、タービン建屋の図面を
0:39:47	お見せしておりましたんで、ここの今、赤く枠を丸く囲っていますけども、こちらの
0:39:55	柱についてですね、
0:39:59	座面の方で、下のための方で見させていただきますと、TP10.3 から屋根の下のところまでのな、長い部材、鉛直部材がありますと、見えますと、こちらについて水平 2 方向を考慮しなくていいのか、考え方について、
0:40:15	整理して説明することということで、三浦さんの方からコメントいただいたものになります。で、回答の方ですねアマノ図面の方と、
0:40:25	1 ページ目の文章の方と、ちょっとすいません本村だと見づらいかもしれませんが、見ていただきながら、と思いますが、まず水平前段ですね水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組み合わせ。
0:40:38	による影響評価におきましては、建屋の耐震評価上の構成部位を最初にして、評価をしているものになります。
0:40:48	コメントをいただきました当該柱ですね、丸で囲ってます。
0:40:56	通りの 18 通りというところの柱になりますがこちらは台風ばりを支持する非構造部材、風荷重を受けるところの、
0:41:07	柱になるの梁ですね、を受ける柱になりまして、こちらについては耐震評価上の構成部位ではないというところから、
0:41:18	水平 2 方向鉛直方向地震力の組み合わせによる影響を確認する部位としては、対象外としているものになります。
0:41:28	で、なおで書いてますが、こちらの柱については、念願方向に作用する風荷重ですね。に対する設計は、
0:41:38	行っておりますというとともに、地震時については、耐震評価上の構成部位となるしかコウの変形にツジすることを確認しております。
0:41:50	で、この志賀コウというところをちょっと口頭ですいません説明補足させていただきますと、タービン建屋はですねラーメン構造、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:59	になっておりまして、図面の方ですね、見ていただきますと、平面図の方ですね。
0:42:07	17通りのところと、21通りのところでちょっと図面小さくて申し訳ないんですが、四角い柱があります。こちらの柱が主な柱でありましてここで
0:42:19	ラーメン加工を形成してるものになります。なので、こちらの方ですが、
0:42:26	主要なですね、耐震評価上の構成部位というところでそちらの方では評価をしているものになります。
0:42:35	で、この辺運営等対象評価する部位がどこかというところについては、工認段階でしっかり説明したいと考えております。
0:42:48	説明については以上になります。
0:42:51	はい。それでは質疑に入りたいと思います。
0:42:59	規制庁の三浦です。
0:43:02	結局まわしら一っていう扱いをしてるってことですよ。
0:43:06	ちょっとね言葉として気になったのが地震時に、
0:43:11	耐震評価上の構成ヴェルシ確保の変形に水準するように、確認をしてますよって言うてるのは、例えば2ページで見たときに、
0:43:20	通り側っていうか横方向の変形に対して通知できることを確認してるってことなんですか。
0:43:28	横方向って言葉があるかな。通りのラーメン。
0:43:33	はい、そうですね北海道2グラム、東西方向のラーメンの加工の変形に対して、
0:43:39	数字できることを確認してます。はい。それでね、それはそれでいいと思うんだけど。
0:43:44	風荷重に対して面外方向でチェックしてますよね。
0:43:50	完成時期には、加速度を受けるじゃないですか。その部分の部位も、だから面外方向の加速度に対してもやっぱりチェックしておくべきだと思いますよ。
0:44:01	わかりますねと言われてる意味が。はい。今回の柱の地震が当然、重さを持ってますんで、そこは地震力で完成量がかかってくると、長い柱ですんでそこんところの慣性力に対する、
0:44:13	チェックをするし、しておくべきだと思いますはい。柱使いなんので、に方向性まで考慮する必要ないんですけど、面外方向に対して、今言ったように風荷重、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:24	あとドアノ地震時のめぐり方向の加速度はどちらかと上のフォローの方が厳しいからその加速度か何か分布荷重でかけてやってチェックしておくっていうことが必要だと思います。
0:44:35	それはまた工認時、
0:44:37	説明をしてください。
0:44:39	北海道電力、村松です。わかりましたありがとうございます。そんなような確認、工認段階でしていきたいと思います。ありがとうございます。
0:44:48	認識した後ですね面外方向の加速度って意味わかりますよね。はい。はい。私からそれで結構です。
0:45:01	ドイその他よろしいですかね。
0:45:04	はい。
0:45:15	はい、じゃあ、次の説明ですか、移ってください。
0:45:19	はい。北海道電力の奈良です。最後に残る別紙関係のコメント回答予定時期についてご説明いたします。資料1-2を、1-2-2をお伺い、お願いいたします。
0:45:38	と資料1-2-2でわーっと表でハッチングされていないものが、後日回答予定のコメントになってございます。
0:45:48	これらの回答予定時期は、表の一番右の欄にある積み残し事項の回答予定時期に記載してございまして、別紙2波及影響のコメントは、次回ヒアリング、
0:46:00	それ以外の別紙1、既工認手法の相違点の整理、別紙6、土木構造物の解析手法モデル精緻化、
0:46:08	別紙7、後施工せん断補強金、そして別紙アーチ断面選定のコメントにつきましては、自治会ヒアリングでの回答を予定してございます。
0:46:18	なお、別紙3、水平2方向、別紙4、動的機能維持、別紙5、燃料被覆管閉じ込め機能につきましては、公開コメントはございません。
0:46:28	また、設工認申し送り事項につきましては、設工認段階で、より確認しやすいように、回答概要欄に具体化して記載してございますので、二つご紹介いたします。
0:46:41	まずは、別紙1、既工認手法の相違点の整理のコメントにつきましては、資料1-2-2の2分の2ページをご覧ください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:52	こちら、下から2番目の濃い青色ハッチングされたコメントになります。
0:46:57	続きまして、あと残り一つ、別紙7、後施工せん断補強金のコメントにつきましては、資料1-2-6。
0:47:07	の下から2番目の濃い青色ハッチングされたコメントをご覧ください。
0:47:13	こちらも同様に、回答概要欄を具体化して記載してございます。
0:47:18	あとこれら余剰での設工認申し送り事項のコメントにつきましては、今後もこのように回答が要覧を具体化して記載し、濃い青色のハッチングでお示しする形で、
0:47:29	管理して参ります。以上、弊社からのご説明を終わります。
0:47:35	規制庁藤原です。一応この野瀬、何ですかね設工認の見通しを得るためには、資料のタゾエコメントの内容というのが、
0:47:48	作業スケジュール上のクリティカルパスとはのではないことから、一応それについては、時期を見つつ、説明がなされて、
0:47:59	2月だったり、11月だったり、一応、2月とか3月とかいろいろ、
0:48:05	考えてこの時期は当然また調整しながら、今後やっていただければとは思いますが、はい。
0:48:13	この件について、まず何かありますかね。
0:48:19	はい。
0:48:19	じゃあ、
0:48:21	説明以上ですかねしたら、そしたら今日のコメント内容、回答リストの対応です。
0:48:28	了解。ぜひ課長1年間確認します。資料の1-2-1を、
0:48:37	お手元に準備いただいて、
0:48:39	その3番目ですかね。
0:48:41	これについては量になります長石の取り扱い、またちょっと、
0:48:47	記載の中でいろいろ変えるっていうんであるので、これちょっとまだ今後改めて、持ってきてください。もうちょっと今、うん。料飲しますと、4については無料です。
0:48:57	その次ナンバー6も、
0:49:01	6は、これも記載をちょっと一部見直していただければと思うんで、
0:49:09	共著なんかに残るのかな。
0:49:12	一応残すと思うんで一応これはもう驚見に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:17	した上で一応新たなやつとしてやりますか。その他記載適正化してください。で、
0:49:24	No.8 は、
0:49:26	これも一緒ですねこの記載だけだから、驚見でもいいかな。
0:49:32	次、資料 1-2-4 の方ですかね。
0:49:36	その方の、
0:49:38	で、
0:49:40	7 番。
0:49:42	これは先ほどタービン建屋の水平 2 方向の話ですけどこれはもう量ということではいじゃ量にします。
0:49:48	一応今日の説明のコメント対処は以上でよろしいですか。北海道電力から何か。
0:49:55	でも防災いたしました。規制庁側から何か、今日のヒアリングについて全体を通じて何かウェブで参加を含めていかがでしょう。
0:50:08	はい。事業者の方から何か。
0:50:11	全体通じ確認ございますか。
0:50:14	青井。
0:50:19	北海道電力からもございません。
0:50:21	はい。ちょっと今日のコメントの内容をちょっとってか、事実確認事項の整理をしますので、ちょっと一旦文字起こしは提示いたします。
0:50:33	はい。規制庁藤原です一応事実確認事項を整理したところ、今回はちょっと、特に残すものはございませんがちょっと先ほどちょっと私の発言一部で、
0:50:43	精査しておいて資料 1、1-2-1 の、
0:50:47	8 番ですかね、これについてはちょっと先ほど驚見とは申しましたが、ちょっと今日のヒアリングにおける内容を踏まえると、これやっぱ継続として考えて今後説明をいただきたいと思います。これでよろしいですか。
0:50:59	はい。北海道電力は全体通じて何かこのコメントの
0:51:05	内容について確認なんかありますか。
0:51:08	北海道電力今村です確認事項はございません。
0:51:12	はい。そしたら、今日のヒアリングについては特に双方なければ、以上としたいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。